

軽費老人ホーム事務費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の6に規定する軽費老人ホームの入所者の経済的負担を軽減するため、軽費老人ホームを設置する市町村又は社会福祉法人（以下「補助事業者」という。）が、「軽費老人ホームの利用料等に係る取り扱い指針について」（平成20年5月30日付老発第0530003号厚生労働省老健局通知。以下「指針」という。）に基づき、当該軽費老人ホームの入所者から徴収すべきサービスの提供に要する費用（以下「事務費」という。）の一部を減免した場合、当該減免額について、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助金の対象及び補助額)

第2条 補助金は、次に算出された額の範囲内で知事が定める額とする。

- (1) 事務費実支出額と指針に定める事務費の年間合算額（以下「事務費基準額」という。）のいずれか少ない方の額から、本人から徴収した事務費実徴収額（その額が指針に定める本人からの事務費徴収額の年間合算額に満たないときは、当該年間合算額。以下「事務費本人徴収額」という。）を控除して得た額に（3）に定める補助率を乗じて得た額。
- (2) （1）により算出された額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。
- (3) 事務費実支出額の補助対象経費及び補助率は次のとおりである。

補助事業者	補助率	補 助 対 象 経 費
市町村	1 / 2	軽費老人ホームの運営のための、職員給料、職員賞与、非常勤職員給与、派遣職員費、退職給付、法定福利費、福利厚生費、職員被服費、旅費交通費、研修研究費、事務消耗品費、消耗器具備品費、印刷製本費、水道光熱費、燃料費、車輛費、修繕費、通信運搬費、会議費、広報費、業務委託費、手数料、保険料、賃借料、土地・建物賃借料、保守料、諸会費、雑支出、保健衛生費、医薬品費、退職給付引当金、人件費積立金、修繕積立金、備品等購入積立金、本部会計繰入金
社会福祉法人	10 / 10	

- (4) 「指針」の規定にかかわらず、サービスの提供に要する基本額（月額）は、「指針」で定めるサービスの提供に要する基本額（月額）に1.0143を乗じた額に、更に1.0061を乗じ、円未満の端数を切り捨てた額とする。
- (5) 「指針」の規定にかかわらず、寒冷地加算は、「指針」で定める加算額に1.0061を乗じ、円未満の端数を切り捨てた額とする。
- (6) 「指針」及び「入所者処遇特別加算費の取り扱いについて」（平成2年6月18日付社施第86号厚生省社会局長、大臣官房老人保健福祉部長通知）の規定にかかわらず、入所者処遇特別加算の加算単価は次のとおりとし、加算額は通知で定める算定方法による単価に1.0061を乗じ、円未満の端数を切り捨てた額とする。

年間総雇用時間数	1施設あたり加算額（年額）
400時間以上	294,400円
500時間以上	368,000円
600時間以上	441,600円
700時間以上	515,200円
800時間以上	588,800円
900時間以上	662,400円
1000時間以上	736,000円
1100時間以上	809,600円
1200時間以上	883,200円

- (7) 「指針」及び「社会福祉施設における施設機能強化推進費の取扱いについて」（昭和62年7月16日付社施第90号厚生省社会局長通知）の規定にかかわらず、施設機能強化加算推進費の1施設当たりの加算総額は、次の額を合算して60万円以内の額とし、加算額は通知で定める算定方法による単価に1.0061を乗じ、円未満の端数を切り捨てた額とする。

ア 社会復帰等自立促進事業について30万円以内でかかった経費の2分の1の額

イ 専門機能強化事業について15万円以内でかかった経費の2分の1の額

ウ 総合防災対策強化事業について45万円以内でかかった経費の全額

- (8) 「指針」及び「社会福祉施設における民間施設給与等改善費の取扱いについて」（昭和63年5月27日付社施第84号厚生省社会局長通知）の規定にかかわらず、民間施設給与等改善費は、年度当初において高額繰越金等（前年度末における繰越金（当期末支払資金残高に他会計区分への支出（ただし当該軽費老人ホームの整備に係る借入返済のために他会計区分へ支出した金額を除く）を加え、他会計区分からの収入を除いたもの）及び積立金（ただし国庫補助金等特別積立金を除く））の合計額が、当該施設会計の前年度収入決算額（ただし各積立資産取崩収入を除く）の6ヶ月分相当額以上を有する施設については、当該年度の加算を停止するものとする。

- (9) 「指針」の規定にかかわらず、軽費老人ホームに勤務する介護職員等の賃金改善を実施した施設については、別記「軽費老人ホーム事務費補助金に係る介護職員処遇改善加算事務処理指針」の定めるところにより、「介護職員処遇改善加算」を加算するものとする。

- (10) 「指針」の規定にかかわらず、介護人材確保・職場環境改善等事業を実施した施設については別記2「介護人材確保・職場環境改善等事業処理指針」の定めるところにより、「介護人材確保・職場環境改善等事業加算」を加算するものとする。

（補助の交付申請）

第3条 規則第4条第1項に規定する申請書は第1号様式によるものとする。

また、補助金交付決定後において、事業内容等の変更により補助金の額に増減を生じる場合には第2号様式により申請するものとする。

2 前項の規定に基づく申請書の提出期限は知事が別に定める日とする。

（補助金の交付の条件）

第4条 規則第6条第1号第5号に規定する「別に定める事項」は次のとおりとする。

- (1) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

- (2) 知事の承認を受けて前記の財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

（決定の通知）

第5条 規則第7条に規定する決定通知は、第3号様式により通知するものとする。

(変更承認の申請)

第6条 規則第6条第1項に規定する知事の承認を受けようとする場合は、第4号様式により知事に提出しなければならない。

(申請の取下げ)

第7条 規則第8条第1項に規定する「別に定める期日」は補助金の交付決定の通知を受領した日から起算して10日を経過した日とする。

(概算払)

第8条 知事は、必要があると認めるときは、各四半期ごとに当該期間における補助事業者の軽費老人ホーム設置運営状況に応じ、概算払いの方法により補助金を交付することができる。

2 補助事業者は、前項の規定に基づき、補助金の概算払いを受けようとするときは、第5号様式により知事に提出しなければならない。

(完了報告)

第9条 補助事業者は、当該事業が完了したときは、すみやかに第6号様式により知事に報告しなければならない。

(実績報告)

第10条 規則第13条に規定する実績報告は、第7号様式により、当該事業が完了した日（事業の中止又は廃止について知事の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）から起算して30日を経過した日、又は3月31日（補助金を全額概算払いにより交付を受けた場合には当該年度の翌年度の4月30日）のいずれか早い日までに行わなければならない。

2 補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たり、補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかな場合は、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の交付の請求)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了し、補助金の交付を受けようとするときは、第8号様式により知事に提出しなければならない。

(消費税及び地方消費税仕入控除税額)

第12条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第9号様式）により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全額又は一部の返還を命じることができる。

(財産処分の制限)

第13条 規則第18条第1項ただし書に規定する別に定める期間並びに同項第2号及び第3号に規定する別に定める財産は、次のとおりとする。

財産の種類	処分の制限を受ける期間
取得価格が50万円以上のもの	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により、厚生労働大臣が別に定める日

(会計帳簿等の整備等)

第14条 補助事業者は、第10号様式による調書を作成するとともに、補助金の収支状況を記載した会計帳簿、その他の書類を整備し、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかななければならない。

(書類の経由等)

第15条 補助事業者が、規則及びこの要綱の定めるところにより知事に書類を提出する場合は、所轄の保健福祉事務所長を経由しなければならない。

附則

この要綱は、昭和55年6月20日から施行し、昭和55年度分の補助金から適用する。

附則

この要綱は、昭和60年5月9日から施行し、昭和60年度分の補助金から適用する。

附則

この要綱は、昭和63年10月11日から施行し、昭和63年度分の補助金から適用する。

附則

この要綱は、平成3年3月15日から施行し、平成2年度分の補助金から適用する。

附則

この要綱は、平成4年12月3日から施行し、平成4年度分の補助金から適用する。

附則

この要綱は、平成7年5月18日から施行し、平成7年度分の補助金から適用する。

附則

この要綱は、平成11年7月2日から施行し、平成11年度分の補助金から適用する。

附則

この要綱は、平成11年9月1日から施行し、平成11年度分の補助金から適用する。

附則

この要綱は、平成13年2月6日から施行し、平成12年度分の補助金から適用する。

附則

この要綱は、平成14年2月4日から施行し、平成13年度分の補助金から適用する。

附則

この要綱は、平成20年8月4日から施行し、平成20年度分の補助金から適用する。

附則

この要綱は、平成22年11月10日から施行し、平成22年度分の補助金から適用する。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行し、改正後の要綱の規定は、平成27年度分の補助金から適用する。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から適用施行する。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行し、令和2年度分の補助金から適用する。

附則

この要綱は、令和４年７月７日から施行し、令和４年度分の補助金から適用する。

附則

この要綱は、令和６年９月６日から施行し、令和６年度分の補助金から適用する。

附則

この要綱は、令和７年４月１日から適用施行する。

附則

この要綱は、令和７年９月９日から施行し、令和７年度分の補助金から適用する。